

大阪広域水道企業団処務規程及び大阪広域水道企業団の職の設置に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年2月2日

大阪広域水道企業団  
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第2号

大阪広域水道企業団処務規程及び大阪広域水道企業団の職の設置に関する規程の一部を改正する規程

(大阪広域水道企業団処務規程の一部改正)

第1条 大阪広域水道企業団処務規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(出先機関の設置)			(出先機関の設置)		
第2条 (略)			第2条 (略)		
2 (略)			2 (略)		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>豊能地域水道センター</u>	豊能郡豊能町東ときわ台一丁目	<u>豊能地域水道事業に係る区域</u>	<u>豊能水道センター</u>	豊能郡豊能町東ときわ台一丁目	<u>豊能水道事業に係る区域</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3 (略)			3 (略)		

(大阪広域水道企業団の職の設置に関する規程の一部改正)

第2条 大阪広域水道企業団の職の設置に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(出先機関に置く職)		(出先機関に置く職)	
第4条 (略)		第4条 (略)	
出先機関名	(略)	出先機関名	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>豊能地域水道センター</u>	(略)	<u>豊能水道センター</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

2・3 (略)

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。